

学校法人菅原学園
情報の公開及び開示に関する規程

学校法人 菅原学園
令和2年4月1日（制定）
令和2年4月1日（発行）
(令和7年7月1日（第1回改正）)
(第2版)

承 認	作 成
	
令和7年6月30日	令和7年6月30日

学校法人菅原学園 情報の公開及び開示に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、学校法人菅原学園（「以下「本法人」といい、本法人が設置する学校を含む。」）が保有する情報の公開及び開示に関し、必要な事項を定めることにより、本法人の運営及び教育研究等の諸事業に係る社会的説明責任を果たすことを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

（1）公開

本法人が有する情報を何人も容易に閲覧できるような方法で公表することをいう。

（2）開示

本規程に定める開示請求手続に基づき、閲覧を請求した者に対して情報を示すことをいう。

（社会一般へ公開する情報）

第3条 本法人は、次の各号に掲げる情報を、インターネットを通じて、広く社会に公開する。

- （1）法人及び学校の基本情報
- （2）経営及び財務に関する情報
- （3）監査及び会計監査に関する情報
- （4）寄附行為
- （5）役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいい、個人の住所に係る記載の部分を除いたもの。以下同じ。）
- （6）役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準
- （7）教育研究活動に関する情報（卒業の認定・教育課程の編成及び実施・入学者の受入れに関する三つの方針を含む）
- （8）評価に関する情報
- （9）その他の情報

2 前項各号により公開する情報の細目は、別表のとおりとする。

(非公開情報)

第4条 前条に掲げる情報に次のいずれかの情報が含まれている場合は、当該情報を非公開とする。

- (1)個人に関する情報であって特定個人を識別できるもの又は特定個人を識別することはできないが、当該情報を公にすることによって個人の権利利益を害するおそれがあるもの。
- (2)本法人以外の法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の事業に関する情報
- (3)本法人の事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、本法人以外の法人その他の団体との信頼関係が損なわれるおそれ及び当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。

(開示する書類)

第5条 本法人は、寄附行為及び次に掲げる書類を各事務所に備え置き、閲覧の請求があったときは、正当な理由がある場合を除いて、これを開示しなければならない。

- (1)財産目録
 - (2)貸借対照表
 - (3)収支計算書
 - (4)事業報告書
 - (5)(2)～(4)の附属明細書
 - (6)監査報告書、会計監査報告書
 - (7)役員等名簿
 - (8)役員及び評議員に対する報酬等の支給基準
- 2 前項1号から8号の書類（以下「財産目録等」という。）は、作成の日から5年間備え置かなければならない。
- 3 本法人は、第1項に規定する書類以外に、理事会が開示することを承認した情報について開示することができる。

(閲覧請求手続)

第6条 閲覧請求者は、所定の別紙様式（以下「情報開示請求書」という。）に住所、氏名、閲覧を申請する書類の名称、閲覧の目的その他の必要事項を記入し、所定の手数料と本人確認書類を添えて、本法人に請求しなければならない。また、代理人による申請の場合は、委任状を提出しなければならない。

2 前項の申請は、本法人の就業日の執務時間内に行わなければならない。

(閲覧申請の拒絶等)

第7条 本法人は、次に掲げる場合は、閲覧の申請を拒絶することができる。

- (1) 所定の執務日時外の日時に申請がなされた場合その他この規程に定める手続きに違反した申請である場合
- (2) 本法人を誹謗中傷することを目的とする場合その他不法・不当な目的でなされた場合

(閲覧)

第8条 寄附行為及び財産目録等の閲覧は、本法人の就業日の執務時間内に、本法人が指定する場所において行わなければならない。

2 本法人は、正当な理由がある場合は、閲覧を申請した者の希望にかかわらず、閲覧の日時を指定することができる。

(閲覧の停止又は禁止)

第9条 本法人における閲覧受付担当箇所は、寄附行為若しくは財産目録等を閲覧し、又は閲覧しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

- (1) 寄附行為若しくは財産目録等を汚損若しくはき損し、又は指定された閲覧場所以外の場所に持ち出そうとするとき。
- (2) 閲覧受付担当者の指示に従わないとき。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあるとき。
- (4) その他この規程に違反したとき。

(実施細則)

第10条 この規程に定めるほか、この規程を実施するために必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附　　則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

（制定） 令和2年4月1日

別 表

情報の区分	公開する情報
1. 法人及び学校の 基本情報	(1) 沿革 (2) 大学の建学理念、基本理念、使命・目的、ビジョン、教育目的 (3) 専門学校の教育目標、人材育成像、校訓、努力目標、校訓
2. 経営及び財務に關 する情報	(1) 財産目録 (2) 貸借対照表 (3) 収支計算書 (4) 事業報告書 (5) (2)～(4)の附属明細表 (6) 事業計画書
3. 監査に關する情報	(1) 監事の監査報告書 (2) 会計監査人の監査報告書
4. 教育研究活動に關 する情報	(大学) (1) 3つのポリシーおよびキャリアデザインポリシー ①ディプロマ・ポリシー 学位授与の方針 ②カリキュラム・ポリシー 教育課程編成・実施の方針 ③アドミッション・ポリシー 入学者受入の方針 (2) 大学の教育研究上の目的に關すること (3) 教育研究上の基本組織に關すること。 (4) 教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に關すること。 (5) 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は終了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に關すること。 (6) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に關すること。 (7) 学習の成果に係る評価及び卒業又は終了の認定に當たっての基準に關すること。 (8) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に關すること。 (9) 授業料、入学料その他の大学が徵収する費用に關すること。 (10) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に關すること。

	(11) 国際交流の状況 (12) 耐震化率 (13) 高等教育の修学支援制度 機関要件の確認申請書 (14) 大学学則規則 (15) 学部規則 (専門学校) (1) 実務経験のある教員による授業科目および授業計画 (2) 成績評価・成績分布 (3) 卒業認定方針 (4) 高等教育の修学支援制度 機関要件の確認申請書 (5) 職業実践専門課程の基本情報
5. 評価に関する情報	(1) 自己点検・評価報告書 (2) (財) 日本高等教育評価機構による大学機関別評価結果